

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領

民活提案型雪堆積場管理業務の内容並びに同業務に係わる募集の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

地場における民間事業者の経営上のノウハウ、技術力を利用し、提案する事業者自らが、雪堆積場の立地条件の検討、雪堆積場管理費のコスト削減等、創意工夫を行うことで、民間技術力の向上を図りながら、効率的・効果的な雪堆積場の設置を進め、不足する雪堆積場の安定的な確保を行うことで快適な冬の都市環境づくりに寄与する。

2 民活提案型雪堆積場管理業務

民活提案型雪堆積場管理業務の受託を希望する者が、自己所有地又は管理地において雪堆積場を設け、立地条件、雪処理能力等の適正及び雪処理コスト等について、「提案書」を本市に提出し、本市における審査後、雪堆積場として使用することになった場合、提案者自らが本市と随意契約により受託し、全ての管理を一括して行う業務。

3 業務の概要

- (1) 業 務 名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託
- (2) 業務内容 提案した雪堆積場について全ての管理を一括して行う業務
- (3) 履行期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで(予定)

4 提案の募集方法

公募により募集する。公募の詳細については、別途、公募文による。

5 公募受付担当部局

住所 〒070-8525
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 4階
旭川市 土木部 雪対策課
電話 0166-25-6225 (直通)
FAX 0166-24-7010
E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

6 参加資格要件

公募に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格に登録し、入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から「令和7年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

7 提案を行う者の要件

提案する者は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 雪堆積場として提供できる用地を、自己所有又は土地所有者との賃貸借契約等により管理する者
- (2) 当該業務に使用する13トン級以上の湿地ブルドーザを下表のとおり確保できる者を基本とするが、敷地規模や計画雪堆積量等によって必要な機械を確保できる者とする

る。なお、車両は、排ガス対策型の第1次基準値以上のものとする。

計画雪堆積量	押し出し方式	積み上げ方式	
		5 m未満	5 m以上
5 万立方メートル以下	1 ～ 2 台	1 ～ 2 台	3 台以上
5 万～1 0 万立方メートル	2 台以上	2 台以上	3 台以上
1 0 万立方メートル以上	3 台以上	3 台以上	4 台以上

- (3) 提案内容を的確に履行できること。
- (4) 雪堆積場の整理等、雪堆積場の管理において、適正管理を行うための重機等が不足する場合は、特定共同企業体(共同履行)を結成することができる者

8 提案する用地の要件

提案する用地は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 用地の所在は旭川市域内、又は隣接する本市域外で本市境界からおおむね3キロメートル程度の範囲に所在すること。
- (2) 都市計画法など関係法令に適合していること。
- (3) 農地法の農地に該当しないこと。ただし、「公募文」に記載する審査終了日迄に農業委員会の許可を得たものはこの限りではない。
- (4) 雪堆積場は、雪堆積スペースのほか、投雪場所等の必要スペースが確保できる面積を有するものとし、原則として1.0ヘクタール以上とする。
- (5) 提案用地及び周辺の地盤は、雪の堆積によって容易に地盤沈下等が発生しないものであること。
- (6) 大型車が円滑に通行できる搬入ルートが確保できること。
- (7) 融雪水処理に問題が生じないように、排水路、沈砂池等の排水施設及び適当な排水先を確保できる場所であること。
- (8) 雪堆積場の設置により、周辺環境に影響を与えない場所であること。

9 提案に係るその他の要件等

- (1) 近隣関係者との調整は、提案者が行うものとし、近隣関係者の理解を必ず得ること。
- (2) 雪堆積場解体業務が必要な場合は、別途発注する。
- (3) 雪堆積場の設置にあたり、第三者に与えた損害は、提案者が賠償の責を負うものとし、適切な措置を行うこと。ただし、搬入車両の瑕疵によって発生した損害は除く。
- (4) 提案の不採用に伴い発生した損害については、本市は一切の責を負わないものとする。
- (5) 民間開放雪堆積場、市専用雪堆積場（日中、夜間又は24時間開設）等の開設形態

区分については本市が決定し、「採用候補地決定書」により通知する。

- (6) 契約時の計画搬入量は本市が定めることとするが、計画搬入量の変更を行う必要があると本市が認める場合は、双方協議の上で、委託料の変更を行う。
- (7) 本市域外の提案用地については、本市が当該提案用地が所在する自治体と行った協議の結果により採用しないことがある。

10 申請書、募集要領等の交付期間及び方法

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領及び様式等(以下「募集要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

- (2) 交付方法

5の場所で交付するほか、旭川市土木部雪対策課のホームページからのダウンロードにより交付する。(ただし、5の場所での交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/448/449/d071444.html>

トップページ > くらし > 水道・除雪・土木 > 雪対策・除雪 > 雪 > 民活提案型雪堆積場管理業務の募集

11 参加手続等

- (1) 「令和7年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」等の提出

参加希望者は、同申請書及び提案書等を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

提出時間 午前8時45分から午後5時15分まで

- イ 提出場所 5に同じ。

- ウ 提出方法 持参により受け付ける。

なお、内容を説明できる者が必ず持参すること。

また、郵送等による提出は認めないので注意すること。

- エ 提出書類 別表「提出書類一覧」のとおり

- オ 提出部数 別表「提出書類一覧」のとおり

申請書1部

提案書等一式 2組、ほか

- (2) 提案の内容

提案の内容を次の項目により作成し、「提案書」として取りまとめること。なお、詳細は別紙「提案書作成の留意事項」のとおりとする。

- ア 計画説明書 ・「施設計画」について、説明すること。

- ・「安全対策」について、説明すること。
- ・「環境対策」について、説明すること。
- ・「費用等節減効果」について、説明すること。
- ・「周辺地域の概要」について、説明すること。
- イ 計画堆積量 ・「提案書作成の留意事項」による算出条件によること。
- ウ 設計見積書 ・計画堆積量に基づき、見積額を算出すること。
- エ 図面、写真、添付資料
- (3) 提出書類の様式、内容、提出部数（詳細は別表「提出書類一覧」のとおり）
 - ア 令和7年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書 : 1部
 - 【様式1-1】 単体用
 - 【様式1-2】 特定共同企業体用
 - イ 雪堆積場管理業務設計見積書 【様式2】 : 2部
 - ウ 雪堆積場管理業務共同企業体協定書 【様式3】 : 副本1通
(特定共同企業体で申請する場合に提出)
 - エ 誓約書
 - 【様式4-1】 単体用 : 1部
 - 【様式4-2】 特定共同企業体用：構成員ごと1部提出 : 各1部
 - オ 「提案書」は、サイズをA4判の大きさに統一すること。 : 2組
(図面等は、A4判の大きさに折りたたむこと。)

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 申請以降、参加資格要件等を満たしていないことがわかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 募集要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

13 提案の審査等

- (1) 「土木部競争入札等選考委員会」において、募集要領等に基づいて提出された「提案書」等(以下「提案書等」という。)の審査を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を決定する。
- (2) 前項の決定の結果、受託候補者と決定した提案者に対して「民活提案型雪堆積場管理業務提案採用候補地決定書」により通知する。また、本業務の受託候補者と決定しなかった提案者に対しては、その旨の通知を行う。
- (3) 決定通知の後、受託候補者と決定した提案者に対して一者特命随意契約を行うた

め、見積合せの通知を行う。

14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

13において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金 要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 3回（1月、2月、3月）、後払いとする。

15 その他

(1) 詳細は、「募集要領」、「提案書作成の留意事項」等による。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案書等に関するヒアリングは行わない。

(4) 参加表明及び計画の提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された提案書等は、返還しない。

(6) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本業務の目的以外の用に使用しない。

(7) 市は、手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(8) 市は、提案者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

16 スケジュール

民活提案型雪堆積場管理業務の募集以降のスケジュールの概要は、次のとおり。

月日	手続等	備考
9月1日	公募文の掲載	旭川市のホームページに掲載。 (随時、報道依頼による掲載)
9月1日 ～9月30日	申請書、募集要領等の交付	旭川市土木部雪対策課で交付。 旭川市のホームページに掲載。
9月1日 ～9月30日	提案の受付	旭川市土木部雪対策課まで内容を説明できる者が必ず持参すること。また、郵送等による提出は認めないので注意。

1 0 月上旬	提案内容の確認	
1 0 月中旬	提案の審査 採用候補地決定の通知 不採用の通知	「土木部競争入札等選考委員会」 による審査。 決定書の通知。
1 1 月中旬	見積合せ通知書の送付	採用候補地の提案者宛に通知。
1 1 月下旬	見積合せ、随意契約締結	双方協議のよる合意のもと契約。
1 2 月上旬 ～ 3 月 3 1 日	雪堆積場として開設 当該管理業務の完了	開設・閉鎖時期は、降雪・排雪状況 等による。